

## 大和町ネーミングライツ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町が保有する公共施設等の愛称を命名する権利を法人等に付与することで、町の新たな財源を確保し、町が所有する施設等の持続可能な運営及び維持管理を行うために実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町有施設 町が保有する公共施設等をいう。
- (2) ネーミングライツ 条例で定める町有施設の名称とは別に、当該町有施設で使用される愛称を付与する権利及びこれに付帯する権利をいう。
- (3) ネーミングライツパートナー 町との契約によりネーミングライツを付与された民間事業者等をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 町が公募により決定したネーミングライツパートナーと契約を締結し、町がネーミングライツを付与することにより、当該ネーミングライツパートナーからその対価を得ることをいう。

### (基本原則)

第3条 町長は、町有施設の設置の目的に支障を生じさせない方法によりネーミングライツ事業を実施するとともに、当該町有施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 ネーミングライツ事業により町が得た対価については、町有施設の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てるものとする。
- 3 町は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、町有施設の愛称を使用するものとする。ただし、条例に規定されている当該町有施設の名称については、変更しないものとし、必要に応じて条例に規定されている名称を使用できるものとする。

### (規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる事業者は、ネーミングライツパートナーとなることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む事業者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団が営業する事業者及び第6号に規定する暴力団員が営業する事業者
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む事業者
- (4) 政治性又は宗教性のある事業を行う事業者
- (5) 国税及び地方税を滞納している事業者
- (6) 町から指名停止を受けている事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 指定管理者制度を導入している町有施設にあつては、指定管理者の事業目的と競合する民間事業者等（指定管理者及びその関連企業は除く。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長がネーミングライツパートナーとして適当でないと判断した事業者

（愛称の範囲）

第5条 ネーミングライツにより表示しようとする愛称は、公共の施設等にふさわしいものであつて、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から町民の理解が得られるものであり、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 日本語又は英語（アルファベット）により表記可能なもの。ただし、企業ロゴ、マーク等については、この限りでない。
- (2) 商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのないもの
- (3) 政治的活動又は宗教的活動と認識されるおそれのないもの

（ネーミングライツの付与期間）

第6条 ネーミングライツを付与する期間は、3年以上5年以下とし、町長とネーミングライツパートナーの協議により決定する。

（費用負担）

第7条 ネーミングライツに伴う町とネーミングライツパートナーの費用負担の区分は、別表のとおりとする。

（募集の種類）

第8条 ネーミングライツ事業に係る募集の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めることとする。

- (1) 特定募集型 町が選定した対象施設について愛称を募集するもの
- (2) 提案募集型対象施設(前号の規定により選定したものを除く。)について提案を募集するもの

(募集)

第9条 町長は、ネーミングライツ料その他募集に必要な事項について定めた募集要項を作成し、町のウェブサイト等で掲載し広く募集するものとする。

2 前項の募集要項は、当該対象施設を所管する担当課において作成するものとする。

(応募)

第10条 ネーミングライツの特定募集型に応募しようとする者は、ネーミングライツ申込書(様式第1号)を、ネーミングライツの提案募集型に応募しようとする者は、ネーミングライツ提案書(様式第2号)に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

(審査委員会)

第11条 町長は、前条の申込みに係る審査を行うため、ネーミングライツ審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員会の委員長には副町長を、副委員長には教育長を、委員には幹事課長(大和町幹事課の指定に関する規定)のほか、町長が必要と認める外部の有識者を加えることもできる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。
- 5 委員会は、次に掲げる事項の審査を行う。
  - (1) ネーミングライツの対象施設に関すること。
  - (2) ネーミングライツに係る募集要項の内容に関すること。
  - (3) 愛称の妥当性に関すること。
  - (4) ネーミングライツパートナーとなる優先交渉者の選定に関すること。
  - (5) 提案募集型の提案内容に関すること。
  - (6) 前各号のほか、ネーミングライツ事業を行うに当たり必要な事項に関すること。

6 町長は、委員会が提案募集型による申込みを審査した結果、特定募集型の手続によることが相当であると判断したときは、町有施設のネーミングライツ事業を特定募集型とする旨の決定をすることができる。

(会議)

第12条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 委員会の会議は、委員長、副委員長及び委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、財政課において処理する。

(決定)

第14条 町長は、応募に対する採用の可否及び優先交渉者を決定した場合は、優先交渉者に対し、ネーミングライツ優先交渉者決定通知書（様式第3号）により通知し、当該優先交渉者と契約に係る必要事項について協議を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による協議が整わなかったときは、次点順位の応募者と協議を行うことができるものとする。

3 町長は、次点順位及びその順位以降の応募者に対し、ネーミングライツ審査結果通知書（様式第4号）により審査結果を通知するものとする。

(契約)

第15条 町長は、前条第1項の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉者とネーミングライツに関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(ネーミングライツ料の納入)

第16条 契約を締結したネーミングライツパートナーは、町長が指定する期日までに、町長が発行する納入通知書によりネーミングライツ料を年度ごとに当該年度分を一括で納入しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める

ときは、この限りでない。

(指定管理者との協議)

第17条 指定管理者制度導入施設については、愛称の使用に関して、町長、指定管理者及びネーミングライツパートナーとの間で必要な事項について協議するものとする。

(条例の遵守)

第18条 ネーミングライツパートナーは、対象施設、施設案内看板等への愛称の表記については、屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）の規定を遵守するものとする。

(愛称変更の禁止)

第19条 命名権等を付与する期間内における愛称の変更は、禁止とする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 町長は、前項ただし書の場合において、変更の可否についてネーミングライツパートナー及び指定管理者と協議するものとする。

(ネーミングライツ料の返還)

第20条 町長は、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない事由により契約を解除したときは、納入済みのネーミングライツ料の全部又は一部を当該ネーミングライツパートナーに返還するものとする。

2 前項の規定により納入済みのネーミングライツ料を返還する場合は、納付されたネーミングライツ料から掲載した期間（当該期間が1月未満であるとき又は当該期間に1月未満の端数があるときは、当該期間又は端数期間を1月とする。）に係るネーミングライツ料を月割で算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を差し引いた額を返還するものとする。

(契約の解除)

第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 指定する期日までにネーミングライツパートナーがネーミングライツ料を納入しないとき。

(2) ネーミングライツパートナーが法律、条例、規則、要綱等の法令に違反したとき。

(3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事

由が発生したとき。

2 町長は、前項の規定により契約を解除したときは、ネーミングライツ契約解除通知書（様式第5号）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

（次回の契約）

第22条 ネーミングライツパートナーは、当該町有施設に係る次回の契約に際して、優先的に交渉することができるものとする。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

費用負担の区分	町	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示変更（施設看板、 道路標識等）※注1		○
契約期間満了後（契約解除を含む） の原状回復費用		○
ネーミングライツ事業により設置 した看板の修繕等の維持管理		○
応募及び契約締結に係る費用		○
パンフレット、封筒等の町の印刷物 又はウェブページの表示変更 ※注2	○	

○は、ネーミングライツ事業に係る区分における費用を負担するものを示す。

※注1 敷地内外の表示の変更及び新規看板等の設置は、町や関係機関と協議の上実施するものとする。

※注2 印刷物の表示変更の内容は、印刷物の現存部数、改訂の時期等を考慮し、協議の上、決定する。